

行政常任委員会

令和 5 年 6 月 6 日（火）

午前 10 時 39 分開 会

- 南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。
- 先ほど当委員会に付託されました議案審査の前に、まず、市長より御挨拶をいただきたいと思えます。
- 加藤市長　おはようございます。
- 委員の皆様には、本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。
- 本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 35 号、工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）についてでございます。
- 担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。
- 南委員長　それでは、当委員会に付託されております議案第 35 号の説明をお願いいたします。
- 湯浅市民サービス課長　おはようございます。
- 市民サービス課です。よろしく願いいたします。
- それでは、議案第 35 号、工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）につきまして御説明申し上げます。
- 議案書の 2 ページを御覧ください。
- 折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事につきまして、令和 4 年……。
- 南委員長　送ってくれる、議案をさ。いや、送ってないやろう、まだ。もう来た、本当……。皆さん、入っていますか。入りました。いや、入らん、何やろう。何回も来よるな。ちょっと……。ええかな、構わん。
- それでは、もう説明よろしく願いします。入りました。お願いします。
- 湯浅市民サービス課長　すみません。
- それでは、再度、議案第 35 号について御説明申し上げます。
- 議案の 2 ページを御覧ください。
- 折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事につきましては、令和 4 年第 3 回定例会におきまして本契約の議決をいただいたところでございますが、さきの行政常任委員会

で御説明申し上げましたとおり、造成地の土質の状況や地山の亀裂などが判明し、土工、擁壁工、防護柵工等の工種において増額する必要があることから、契約金額を増額する変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更前の契約金額は1億8,891万4,000円で、変更後の契約金額3,029万2,900円を増額し、2億1,920万6,900円とするものでございます。

造成工事の変更内容につきましては、建設課より御説明申し上げます。

○塩津建設課長　それでは、建設課から説明いたします。通知いたします。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

○南委員長　ちょっと待って。入りました。

お願いします。

○塩津建設課長　それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

当初契約額と仮変更契約額の一覧表になります。五つある表の上、三つの表のそれぞれ一番左側を見ていただきますと、当初契約額の全体額1億8,891万4,000円に対しまして、仮変更契約額、緑色で着色した部分です、こちらが2億1,920万6,900円で、令和5年度の仮変更におきまして3,029万2,900円の増となっております。

上から4段目、これが現在の予算額で、全体額2億3,891万4,000円。5段目が予算額と仮変更契約額の差分で、全体額で1,970万7,100円となっております。

この差分につきましては、先ほどの質疑のほうでも説明しましたスライド条項の適用を見越した部分が主なものとなっております。今後、スライド額の協議を行った上で最終的な工事金額を確定させ、12月議会を目途として、精算変更契約について議案上程したいと考えております。

次に、資料の2ページを御覧ください。

今回の増額項目を提示させていただきました。

まず、①土工において、土質区分の変更に係る増分が877万円で、これは掘削の結果、転石を多く含む玉石混じり土が多く、さらに軟岩もあったことから、土質区分の変更が必要となったための増でございます。

次に、②擁壁工において、変更に係る増分が269万2,000円で、これは擁壁工の設置予定箇所付近の地山に亀裂を発見したため、墓地造成地の安全性を考慮

して擁壁工の位置を変更し、これに伴い、延長を24.7メートル、擁壁高さを2.0メートルに変更するための増でございます。

次に、③防護柵工の増分が353万9,000円で、これは当初設計において、防護柵の支柱については土中建て込みの予定でしたが、転石等により石中の打ち込みができないことから、基礎ブロック式への変更が必要となったための増でございます。

次に、④作業土工の増分が439万円で、これは①土工で説明しましたとおり、土質区分の変更に伴い、各工種の作業土工についても増となったものでございます。

その他としまして、法面工及び排水構造物工、工事の施工に伴う仮設工や準備工等についての増で、まず、法面工につきましては、当初設計では、植生基材の吹きつけ工を予定しておりましたが、土質区分の変更に伴い、玉石混じり土及び軟岩に対応するためモルタル吹きつけ工に変更が必要となったため、排水構造物工につきましては、擁壁工の変更に伴い、自由勾配側溝の断面を大きくする必要があったためでございます。

仮設工、準備工につきましては、これは工事の施工に伴うもので、付近の市道を土砂で汚さないようにするための敷鉄板の設置及び撤去やその運搬費、流木処分量の確定による処分費の増などでございます。

これら増額項目を合計しまして、今回の仮変更契約において、3,029万2,000円の増となっております。

3ページ、資料の3ページにつきましては、現在の墓地造成工事の平面図でございます。こちらのほうを添付させていただいております。

建設課からの説明は以上となります。

○南委員長　ありがとうございます。

議案の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員　先ほどの質疑ではほぼ理解できたところなんですけれども、もう少し分かりやすく自分の中で解釈したいと思うので、確認をさせてください。

最初のこの資料の1ページにあります、令和4年度の分の金額7,556万円。私たちが視察をさせてもらった辺り含め、3月31日までの工事については、工程の順番が変わったとしても、この費用内の工事であったという理解でよろしいですか。

○塩津建設課長　その予算額の中の工事であったという認識で間違いありません。

○南委員長　　じゃ、よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　　1 ページの当初契約額をちょっとお尋ねしたいんですけども、これ、全体額が1億8,891万4,000円になっているんですけども、これ、入札の結果は1億7,174万円で入札されていて、それに消費税を掛けても1億8,825万4,000円にしかないんですけども、この66万の差額は何を根拠に出したんですか。

○南委員長　　債務負担行為の限度額でしょう。だと理解しておるんやけど、どう。

○湯浅市民サービス課長　　手元にはその契約書等がないんですけど、この金額で間違いはないと思って、うちは上げているので。ちょっと、確認を……。

○南委員長　　ちょっと資料ができるまで、もし他のほうでも質疑があったらお受けいたしたいと思います。

○中村委員　　それでは、令和4年度の当初契約額が7,556万円で出ているんですけども、令和4年度の当初予算で折橋墓地の工事請負額が8,148万円というふうに予算が上がっているんですけど、129ページです、これとの整合性が取れていないんですけども、これに関しては説明していただけますか。

○塩津建設課長　　すみません。予算書のほうでなっている金額につきましては、こちらのほうは契約額ですので、落札率等がかかった額になっておりますので、ちょっと数字のほう、また、こちらも確認させていただきたいと思います。

○中村委員　　この全体額を入札価格で管理されているのか、予算で管理されているのかを統一していただきたいんですけど、資料を出していただけますか。

○塩津建設課長　　まず、基本的な管理は当初契約額で管理しております。資料とおっしゃいますと、またちょっと委員長のほうと相談して決めさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○南委員長　　今回は工事の変更契約ということで、議会へ契約が上がるということは予算額じゃないですよ、契約の決定した額が上がるので、それはそう理解しておるんですけども。契約として、議案として上がる以上は契約金額でしょう。いや、予算金額じゃないでしょう。そこら辺、はっきりしてもらわな。

○塩津建設課長　　今回上げさせていただきましたのは、当初の契約額と仮変更の契約額で、契約額ということになっております。

○南委員長　　はい。そう理解しておりますので。

○中村委員　　それでは、その66万の差額について、やっぱりお聞きしたいと思

います。

○南委員長　　まだ準備はできていないですか。

多分、私の理解では、債務負担行為の限度額やと思うんですけどね、契約金額じやなしに。じゃ、僕のちょっと間違いかな、それ。

○濱中委員　　これ、消費税10%ですよ。10%ですよ。ホームページの入札情報にある数字はぴったり10%で合っておるんですけども。

○中村委員　　入札情報で幾らになっていきますか。入札価格。

○濱中委員　　入札では、1億7,174万円となっています。

○中村委員　　それに……。

○濱中委員　　10%足すと、1億8,891万4,000円。

○南委員長　　この全体がね。

それで、中村委員が言われるのは、予算と65万の開きがあるんでしょう。

○中村委員　　いや、当初の設計額……。

○南委員長　　そうじゃないの。何やったんですか。

○湯浅市民サービス課長　　工事価格が1億7,174万円、その10%の1,717万4,000円を足した工事費の合計が1億8,891万4,000円となっております。

○中村委員　　ごめんなさい。私の、いや、何回計算しても25万4,000円と出てくるので、ごめんね、私の計算間違い。

○南委員長　　間違いですね。中村委員さんの計算間違いということで、お願いいたします。

他にございませんか。

○中村委員　　それでは、これの増額の項目の玉石混じりの単価を教えてくださいませんか。

○塩津建設課長　　単価のほうは、今、手持ちの資料としてございませんので、玉石混じり土の掘削の単価ということでよろしいでしょうか。

○中村委員　　この玉石、要するに転石は、転石の破碎についての予算ですよ。転石以外の土砂については、普通土砂ですよ。

○塩津建設課長　　土質の中に何%か基準がございまして、そのパーセントが、玉石が超えたものについては玉石混じり土、転石というのは、その転石について破碎が必要となるものの転石破碎を行った部分でございまして、転石破碎と玉石混じり土が同じということではございません。

○中村委員 一緒ではないんですか。

○塩津建設課長 玉石混じり土の掘削に対しては、工事として行います。転石破砕もまた別の工事となります。ですので、今回、玉石混じり土と転石破砕という形で金額が、数量が別に上がっております。

○中村委員 それ、どこに上がっていますか。

○塩津建設課長 転石破砕の数量については上げておりませんでした。失礼しました。

○中村委員 それの内訳を教えてくださいなんですけれども。

○塩津建設課長 詳細な数量、設計書、単価等につきましては、今、資料として持っておりませんので、後でその必要な部分をおっしゃっていただけたら、資料で提供させていただく際に、また委員長と相談して提示させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○南委員長 いやいや、もう今日、これ、議決せんならん事項やでさ、そんな宿題みたいなもんをもらっても始まらないことですので、これ、もう御理解してもらような感じで説明してもらわんことには。

○中村委員 これ、今日やって今日出したいんやったら、それだけの資料を持ってきてもらわな、すごいアバウトなやつで幾らですって言われても、何が何なんか全く分かれへん状況なんですよ。

私はその業者はすごい大変な思いしてこれをされていると思うので、ぜひその増額というのは認めていきたいし、やっていただいて本当にありがたいと思っているんですけれども、予算を変更するに当たって、すごくアバウトな感じで何かくくりで出していただいても、審査できないんですよ。私たちは市民の負託を受けて何千万というお金を、これ、アップしていくわけやから、それについて私たちが理解した上で、理解できるかどうかは別として、少なくとも資料としては出していただいて、今持っていないというのは、やっぱり今後やめていただきたいと思います。

こんなのでどないして審査できるのかをちょっと委員長に教えていただきたいなと思うんですけど。

○南委員長 中村委員さんの言われることはごもっともだと思います。

先ほど本会議のほうで小川議員さんから質疑があって、当初予算を可決してから何でこないまで時間かかったのというような質疑がある中で、業者との数量やとかいろんな問題ですり合わせするのに時間がかかったということでございますので、恐らくアバウトで出ておる数字なんですけれども、細かい細目については、恐らく

建設課のほうはかなり詰めた、時間かけた膨大な資料を基にはじいてきたと私は理解をしておるんですけども、いかがでしょうか。

○塩津建設課長　そのとおりで、担当のほうで積算基準等に基づき、業者と協議しつつ、数量等を精査しながら出した金額でございますので、正確なものであると認識しております。

○中村委員　数字を疑っているわけじゃないんですよ。聞かれたときにその資料がすぐに出てこない状態で、私たちにこれを話して議論せえというのはやっぱりおかしいんじゃないかというところで、委員長のほうから、次回、もうこれ、次もまた行政常任でいろいろな予算が出てくると思うんですけども、ここに出していただく以上は、この場でお答えいただけるような状況にさせていただきたいというのがお願いです。

それと、もう一つ……。

○南委員長　今後の委員会審査におかれましては、想定されておる金額を出た段階での根拠資料についてもしっかりと持参していただいて、即答できるような形を取っていきたいと思いますので、また、議長とも執行部とも相談をさせていただき、より細かい答弁ができるような資料の提示をしていただくことを要望したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○中村委員　それと、今さっき、既決予算の中で全てがされているというお話があって、間違いはないと言われたんですけども、その件についてお伺いしたいと思います。

○南委員長　はい。

○中村委員　去年の12月16日に指示簿が出されているんですけども、その指示簿において、既設予算内で……。もうちょっと前から言います。上記の平板載荷試験により地耐力の確認ができた場合は、亀裂箇所が崩落した場合を考慮し、緊急の場合は速やかに対処できるよう、既決予算内で基礎コンクリートを打設するよう指示しますという指示が出ているんですけども、まず、お伺いします。

重力式擁壁における基礎コンクリートってどこですか、何ですか。

○南委員長　答弁できますか。

○塩津建設課長　基礎コンクリートという記載ですが、いわゆる通称捨てコンという部分で、設計書上は、ならしコンクリートと記載されている部分がこの部分でございますので、擁壁を打つ際に、掘削した地盤に、まずは、地盤を平らにするためのコンクリートでございます。

○中村委員　それは捨てコンといって、基礎コンクリートではありません。基礎コンクリートというものをここに書かれた以上、基礎コンクリートと捨てコンの差を理解せずに書かれたということと理解してよろしいですか。

○塩津建設課長　その辺、基礎コンクリートとしておりますが、捨てコンというのは通称でございますので、指示する際に基礎コンという形で業者のほうに指示したものだと思われます。

以上です。

○中村委員　通称捨てコンというのは、重力式擁壁がどの場所に、どの大ききで型枠を組むかのために、墨、要するに下にどこまでのものを造るんですよというのを土に書けないから、下を真っすぐにするコンクリートであって、基礎コンクリートというのは、家の基礎と同じように、例えば石積みの擁壁の場合は基礎コンクリートを打ちます。その下に、いわゆる捨てと言われるコンクリートを打つんですよ。ですから、基礎コンクリートと、捨てと言われる墨を打つためのコンクリートは全く違うものです。それを同列に扱って一緒だと言える詭弁はどこから出るのか、教えてください。

○塩津建設課長　2月6日の現地視察の際にも、現地で打設状況を確認していただいたとおり、捨てコンで墨出し等をやっていた形が現地のほうで確認いただいていると思いますので、記載は基礎コンになっておりますが、捨てコンという認識でお願いしたいと思います。

○中村委員　それでは、この指示簿の打ち間違いという理解でよろしいですか、この基礎コンクリートと書かれている部分は。

○塩津建設課長　打ち間違い、指示間違い、その辺ちょっとこの場では確認が取れませんが、記載に関しては、本来、ならしコンとするべきでありましたところをおおび申し上げます。

○中村委員　それでは、もう一つというのか、幾つも聞くことがあるんですけども、この既決予算内でできる捨てコンのメーター数は何メーターですか。

○塩津建設課長　擁壁の延長分の部分、24メートル弱の擁壁の施工をする部分についての捨てコンを打っております。

○中村委員　2ページに、重力式の当初設計は9メーターって書いてあるんですよ。それが変更で24.7になると書いてあって、これ、変更後の捨てコンを当初設計の9メーターなら、それを横でスライドしたという理解は理解できますけれども、今さっきも説明したように、通称捨てコンというのは、どの大きき重力式の

擁壁をどういう型枠でもって立ち上げるかというために打つものであって、強度も何にもないんですけれども、24.7を打つということは、既にその重力式擁壁がどの大きさで、どのようなものが建つのが分からずには、これ、打てないんですよ。ということは、私たちが見に行ったとき、9メートルの、少なくとも9メートル分であるとすれば既設の予算内で収まるかもしれませんが、24.7メートルというのは、変更後の重力式擁壁の長さなんです。

ですから、これをどういうふうに理解をして、12月16日に24.7メートルを打ってええという指示が出せるのかというのについて、お答えいただけますか。

○塩津建設課長　　まず、今回この亀裂を発見しましてから、対応につきましては、三重県の建設技術センター等の担当に資料等を送付して、確認しております。その中で、12月26日に重力式擁壁を打ち替えし延長を延ばす対応で問題ないという確認が取れましたので、こういった指示を出しております。

その際、亀裂を避けて擁壁を施工する場合にこういった形が望ましいのかというのは技術センターのほうでも検討していただいております。その中で擁壁の位置を変更し、延長等、図上で決定したものとなります。それを現地のほうを掘削して土質等を確認し、平板載荷試験等を行い、擁壁の打設が可能ということで、こういう形で掘削までの指示をしたところでございます。

○中村委員　　その平板載荷試験というのが非常に大事なんですけれども、平板載荷試験は、令和5年の1月10日に検査結果を提出されています。その後には重力式擁壁の大きさも決まりません。

どうして平板載荷試験の結果が出る前の12月16日にこういう指示を出して、そして、捨てコンと言われる強度のないものを何か強度があるように、緊急の場合は速やかに対応ができるよう、さも基礎コンクリートは強度があるみたいな書き方をして指示を出す必要があるのか。

これ、ここで、この指示を出せるのは、平板載荷試験が終わっていた、過去にしていたものが出てきていたら理解もできるし、でも、平板載荷試験の検査結果は1月10日に提出されているんですよ。でも、指示が出されているのは令和4年の12月16日ですよ。

おまけに、このメートル数が、なぜ24.7に確定できたのか。できませんよね。

○塩津建設課長　　中村委員のおっしゃるとおり、12月26日に工事打合せ簿にて、工事受注者に指示をしております。その内容につきましては、重力式擁壁の位置及び延長を変え対応したい方針を示し、既決の予算内で床掘り、支持地盤の地耐

力を確認するための平板載荷試験の実施、地耐力の確認後も崩落等を考慮した捨てコンの打設等を指示しております。

その後、監督員のほうで床掘りの部分を確認し、また、平板載荷試験についても確認し、擁壁工の変更について決定したところでございます。

○中村委員 確かに、16日に平板載荷の試験を実施するように指示されています。それは既決予算で、もちろん変更の図面を作らなアカンねんから、そこで指示されることは全く当たり前やし、そんなことは全然問題にしていません。

ただ、問題にしているのは、予算既決、既にある予算の中で平板載荷試験をなさいというのは当たり前で、1月5日、6日にこれを検査して、10日に、強度がこれだけあるから、この大きさの擁壁でいいですよみたいな結果が出ているわけですよ。

それは1月10日以降に出てきて、それから設計図書を上げて、1月の末ぐらいにしか出てけえへんはずのものが、どうして12月16日に、概算でもそんなことができるというんか、概算でそんなことをしたら駄目ですよ、もちろん。

その整合性が取れていないんですけれども、そこについてはどういうふうに考えられますか。

○塩津建設課長 さきの1月30日の委員会で報告しました、亀裂があったことにより、当初予定した擁壁の位置を変更したとしております。擁壁の位置、擁壁といいますのは造成工事ですので、変更しない部分とつながる必要がございますので、亀裂の部分、内側へ区画等を変更して寄せた形で本来の、当初の設計どおり変更しない部分まで擁壁を取り付けた延長が24メートルということで、図上で計算できるものと考えておりますので、整合性は取れておると考えております。

以上です。

○中村委員 高さも、これ、2.74メートルから2メートルに変更されているし、すごく同じものじゃないんですよ。例えば擁壁を後ろに10メートル、スライドバックさせて、全く同じ、幅が9メートルで高さが2.75というんやったら、それは話は分かります。

でも、延長が9メートルから24.7メートルに延びて、高さが2.47から2メートルに下がったものというのは、違う重力式の擁壁なんですよ。それを一緒やという議論にはならないです。これは全く違う変更後の設計図書があつて、構造計算があつて、図面があつて違うものなんですよ。それを一緒やから、構へんからやれるというのは、何を根拠にそれをおっしゃれるのかを教えてくださいたいと思いま

す。

○南委員長 建設課長、今までの議論を聞いておりますと、自分らあ、現地視察を行ったときに、捨てコン、亀裂の捨てコンを打っておって、事前着工じゃないんかというような、現場でお話がされたことと思うんですけども。

今の質疑の中でも、濱中委員さんの質問の中でも、別段、既設の予算を使っても問題ないと、当然、技術センターの指導等、いろんな法に基づいて行ったということだと思うんですけども、もうはっきりと、明確に問題はなかった根拠をいま一度示していただかんことには、堂々巡りしますよ、この議論は。それだけお願いします。

○塩津建設課長 先ほどの質疑のほうでも説明しましたが、今回の変更内容等につきまして、また変更手続につきましては、関係機関、国のガイドラインで、また、市の顧問弁護士のほうにも内容を確認して、問題ないという見解をいただいておりますので、市としても今回の手続に問題ないという認識でおります。

以上です。

○中村委員 いいですよ、それだけ自信持ってはんねんやったら。

ただ、一つだけ教えてください。弁護士に本当のことを言われて、これ、聞かれたんですか。例えば今さっき違う委員の方が10メートルやとっていたと。捨てコンを打ったのは10メートルやとっていたけど、24.7やったら話が違うやんというほうになってくるんですよ。

それが本当に真実を全て伝えて大丈夫やと言ってもらったんかというところに、非常に私は疑問を持っているんですけど、絶対大丈夫ですね。それだけ。

○塩津建設課長 大丈夫です。内容についても詳細に投げかけております。

以上です。

○中村委員 それでは、違うところで違う場所でというところになっていくと思いますので。

○西川委員 中村委員はかなり土木詳しいもんで口挟む余地はなかったんですけど、僕は一般質問で、建設課長、一度、取り上げていますよね。それである程度もう納得しておるもんで、もう要らんこと言うまいかなと思っておったんですけど。

でも、ただ、お互い言った言わんじゃなく、この時系列で見ていくと、ちょっと手順にミスがあったなぐらいは認めてもええんじゃないんかなと思うんですけどね。

そこも間違いはありませんって言われると、今度はお互いに引くところ引けんで、もう、手順にちょっと間違いがあったぐらいで着地点があればええなと僕は思って

聞いておったんですけど、そこはどうでしょうか。

○塩津建設課長 さきの西川議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、確かに亀裂等を発見してから議会へ報告するまで、ちょっとはタイムラグがありましたことはおわびさせていただきましたので、これについては再度おわびさせていただきます。もう今後は、速やかに議会のほうに報告するように努めたいと思います。

○南委員長 よろしいですか、西川委員さん。

じゃ、他にございませんか。

それと、今、質疑の中の話なんですけれども、今回はあくまでも直工に関する増額予算の3,029万2,900円ということなんですけれども、最終的には、業者から申請が来なけりゃ議論することじゃないんですけれども、恐らくスライド方式で千九百幾らかの残金があるということで、再度、12月定例会のほうでこのスライド分についても変更契約ということで上げていただくということで、理解してもよろしいですか。いや、はっきり。

○塩津建設課長 12月議会のほうを目途に上程させていただきたいと考えております。

○南委員長 議案35号の審査についてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、執行部の退席を求めます。ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託されました議案第35号、工事請負変更契約について(折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事)について採決を行いたいと思います。

それでは、議案第35号を可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

委員長報告については一任でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、委員長報告は一任ということでございますので、よろしくお願いいたします。

これで委員会を閉じます。御苦労さまでございました。

(午前11時20分 閉会)